

「いじめ防止基本方針」について

- 1 「いじめ」とは
- 2 本校の取組



文京区立誠之小学校

1 「いじめ」とは

- 心身の苦痛を感じている = 「いじめ」
- どの学校 どの児童にも 起こり得る

「被害の児童の心情の側に立つ」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

平成25年制定「いじめ防止対策推進法」第2条1項

◆ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会 平成25年6月20日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

2 本校の取組

文京区立誠之小学校「いじめ防止基本方針」の制定

絶対に許されない
人権侵害

どこでも起こり得る
基本的認識

いじめ対応

「いじめ防止対策推進法」より

文京区立誠之小学校「いじめ防止基本方針」

未然防止

早期発見

早期対応

3つの方針を基にいじめ予防・いじめ対応を行います。

文京区立誠之小学校

「いじめ防止基本方針」の基本姿勢

未然防止

- ・ 道徳や学級活動での指導
- ・ 道徳地区公開講座
- ・ いのちと人権を考える月間

早期発見

- ・ ふれあい月間
- ・ 個別懇談の活用

早期対応

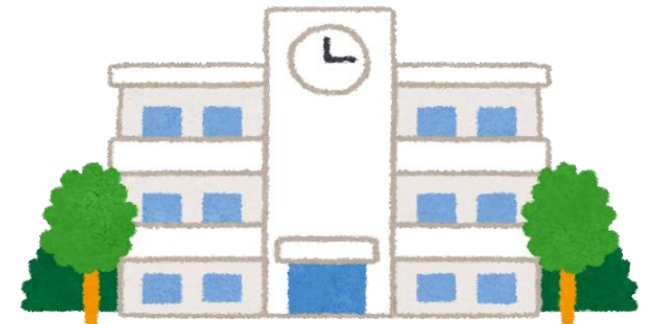
- ・ 「いじめ防止対策校内委員会」の設置（定期・臨時）
- ・ 組織的な対応
- ・ 関係諸機関との連携



「いじめ防止基本方針」を基に組織的に対応します。

もし学校でいじめを発見したら

- ア 被害の子供の安全確保と不安解消
- イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察
- ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応



共に手を取り合って



いじめ防止等の取組の一層の推進を目指します。